

委託業務仕様書

1 委託業務名

令和 4 年度中国・韓国向けモデルコースを含む営業用資料作成委託

2 委託目的

今年度開催された「東アジア文化都市」をフックにし、大分県の芸術・文化をはじめとした 4 つのモデルコース及びそれら行程を含んだ営業用資料を作成し、中国・韓国の旅行会社への新たな大分の旅行商品造成と大分県への誘客を促進するため

3 委託期間

契約締結日～令和5年 1 月 27 日

4 委託業務の内容

(1) モデルコースの提案

- ① 中国・韓国の市場に対して、大分県の魅力を訴求し、現地旅行会社等に対して本県へのツアー・旅行商造成意欲を促進させるため、a～cの要素を留意のうえ 4 つのモデルコースを市場ごとに提案すること(計 8 コース)とする。

なお、コース作成にあたっては、「令和 6 年度 JR ディスティネーションキャンペーン」及び「2025 年日本国際博覧会」での活用を想定とした内容とすること。

a.コース数

- ・全 4 コース(内 1 つは団体(教育旅行)のコースを含めること)

b.観光コンテンツ

- ・芸術・文化コンテンツ(文化施設、文化体験、食文化等)を含めること
- ・以下に記載の【芸術・文化コンテンツ例】を参考にすること
- ・団体(教育旅行)コースには、農家民泊、施設見学などを含む学習体験を含めること

【芸術・文化コンテンツ例】

国東半島現代アート群(国東市)

国東半島現代アート群(豊後高田市)

国東市の両子寺などの文化財

豊後高田市の磨崖仏などの文化財

アルゲリッチ音楽祭

別府市芸術祭

臼杵市食文化(ユネスコ食文化創造都市)

国宝臼杵石仏

豊後大野市 朝倉文夫記念館

竹田市 TAO の丘でのライブ

臼杵,竹田,日田の 竹ぼんぼりのお祭り関連

光アート祭り(中津市)

鍔絵巡り(宇佐市)

c.経路

JR やフェリー等の公共交通機関を利用して、福岡、関西方面から来県するコースを含めること

- ② コース、泊数に関しては中国、韓国の各市場に応じて内容をアレンジすること
- ③ コースの作成に当たっては委託者と協議すること。
- ④ 委託者が作成した各市場 2 コースを含めること。

(2) 営業用資料作成

- ① (1)で提案し委託者と協議し決定したモデルコース(1)の①の 4 コースと(1)の④の 2 コースと大分県の基本情報を盛り込んだ営業用資料作成
- ② 企画、編集、文章作成、関係者との調整等、営業用資料の作成に係る業務一式を行うものとする。取材が必要な場合の費用については委託費に含めるものとする。
- ③ ネイティブ又はそれと同等レベルの能力を持つ者が翻訳を行うこと。
- ④ 基本構成は表紙・裏表紙を含む最小 12 ページ～最大 20 ページ 規格 A4 サイズ 縦
提案により基本構成の組み換えやページ数の変更をできるものとする。ただし、委託者と協議のうえ、最終決定するものとする。
- ⑤ 大分県の商品造成を促す紙面構成とすること
- ⑥ 掲載内容は通年使用できるものとする
- ⑦ 写真、イラストは営業用資料に適するクオリティーとすること
- ⑧ 校正は責了とせず、毎回、修正箇所があれば校了まで行う

(3) その他

- ① ツーリズムおおいたが本事業実施に際して、他県や市町村・団体との連携が必要と判断した場合、他県や市町村等と連携して事業を実施すること
- ② 提出された内容は必要に応じ、ツーリズムおおいたが各市場連携をしている戦略パートナーに確認を行う

5 予算上限額

2,030,000 円(消費税及び地方消費税含む)

6 成果物

- (1) 下記①～④の営業用資料データ Microsoft PowerPoint(再編集可能なもの)各 1 ファイル
 - ① 中国語
 - ② ①の日本語翻訳版
 - ③ 韓国語
 - ④ ③の日本語翻訳版
- (2) 納品先
公益社団法人ツーリズムおおいた
- (3) 納期
令和 5 年 1 月 27 日まで

7 成果物の著作権

- (1) 成果物の著作権

委託業務により受託者が作成した契約の目的物(以下「成果物」という。)の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 受託者は、成果物に付与される著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利を、引渡しと同時にツーリズムおおいたに無償で譲渡するものとする。
なお、本事業は大分県からの受託事業として実施しているため、事業実施後は、同権利をツーリズムおおいたから大分県へ無償譲渡するものとし、②及び③についても「ツーリズムおおいた」を「大分県」と読み替えるものとする。
- ② ツーリズムおおいたは、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- ③ 受託者は、ツーリズムおおいたの書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

(2)成果物に係る第三者の著作権

受託者は、ツーリズムおおいたに対し、成果物及び本契約に戻づく成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するとともに、第三者との間でこれらの権利に係る紛争が生じた場合は、当該紛争の原因がツーリズムおおいたの責めに帰すべき事由によることを除き、自らの責任と費用を持って当該紛争の解決に当たらなければならない。

8 委託料の支払い

事業完了後の精算払いとする。前払金の請求は認めない。

9 その他

(1)業務の実施にあたっては委託者と十分に協議・連携し、指示及び監督を受けなければならない。

(2)この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定すること。